

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 3 4 回 総 会

令和2年12月10日

第34回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年12月10日(木)

午前 9時30分～

場 所 熊野市役所2階 第1会議室

(出席農業委員)

会 長 増 田 幸 美

委 員

多 川 進 原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 岡 田 住 夫

松 本 源 一 島 田 勝 好 栗 原 清 志 山 口 政 高

橋 本 和 子 福 岡 淳 史 福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席農業委員)

大 江 文 章

(出席農地利用最適化推進委員)

西 優 一 岩 本 一 郎 檜 平 誠

(事務局)

農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 1. 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について

2. 非農地証明願いについて

その他

議 長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は、13名であります。欠席の届け出は、14番大江委員から出されております。なお、推進委員の方には3名の出席をいただいております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第34回総会を開会いたします。

最初に、議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、4番岡田委員、5番松本委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第34回総会総括表、3条所有権の移転は3件で、田811㎡、畑155㎡、計966㎡でございます。5条所有権の移転は3件で、田2,156㎡、畑484.10㎡、計2,640.10㎡でございます。5条使用貸借権の設定の一時転用は1件で、畑1,796㎡、計1,796㎡でございます。5条賃貸借権の設定は1件で、田1,023㎡、畑138㎡、計1,161㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は8件で、田6,966㎡、畑1,032㎡、計7,998㎡でございます。非農地証明願いは3件で、田814㎡、畑506.91㎡、計1,320.91㎡でございます。合計は19件で、田11,770㎡、畑4,112.01㎡、総合計は15,882.01㎡でございます。以上です。

議 長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして、提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、新鹿町字長谷地■■■■番■■■■、台帳田、現況田、面積102㎡でございます。譲渡人は、南牟婁郡御浜町■■■■さん、和歌山県新宮市■■■■さん。理由は、遠方に居住し、田畑の維持ができないためということでございます。譲受人は、新鹿町■■■■さん。所有面積、耕作面積とも25aです。農作業歴は、なしです。通作距離又は時間は、自宅から1kmです。世

帯員等従事者は1人です。理由は、農業経営規模拡大、野菜栽培をするということでございます。

2番、有馬町字仲道■■■■番、台帳田、現況畑、面積99㎡、ほか計4筆、709㎡でございます。譲渡人は、愛知県岡崎市■■■■さん。理由は、遠方に居住し、田の維持ができないためということでございます。譲受人は、有馬町■■■■さん。所有面積は152a、耕作面積は151aです。農作業歴は18年です。通作距離又は時間は、自宅から2kmです。世帯員等従事者は1人です。理由は、農業経営規模拡大、柑橘栽培をするということでございます。

次のページをお開きください。3番、久生屋町字釜平■■■■番、台帳畑、現況休耕、面積155㎡でございます。譲渡人は、井戸町■■■■さん。理由は、高齢により耕作困難ということでございます。譲受人は、有馬町■■■■さん。所有面積、耕作面積とも78aです。農作業歴は8年です。通作距離又は時間は、自宅から5kmです。世帯員等従事者は1人です。理由は、農業経営規模拡大、柑橘栽培をするということでございます。

第1号議案の1番、2番、3番については、いずれも申請書の内容等、書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 　ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、新鹿町担当お願いいたします。

西推進委員 　推進委員の西です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。現地は、■■■■から■■■■ところです。地目は田ですが畑として使用し、今は荒地地となっております。譲渡人の■■■■は、■■■■にあたります。3年ほど前に空き家となっていた家売り、■■■■さんに買ってもらい、この農地は宅地を通らないと行けないところです。■■■■さんは、使用人を使って農地を管理させていて、ここでは施設野菜等を作るといっていますのでなんら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 　次に、2番について有馬町担当お願いいたします。

岩本推進委員 　推進委員の岩本です。

第1号議案の2番について説明させていただきます。ただいま事務局か

ら説明があったとおりで、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんとは親戚関係で、■■■■さんは愛知県に住んでいて住居もそちらにあるということです。■■■■さんは、現在、柑橘栽培や稲作等の農業をしています。ここでは柑橘栽培をするということですので、地元推進委員としてなんら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、3番について久生屋町担当お願いいたします。

5番（松本委員） 5番松本です。

第1号議案の3番について説明させていただきます。この案件は、譲渡人は井戸町の■■■■さんで、譲受人は有馬町志原尻の■■■■さんです。譲渡人の■■■■さんは、譲受人の■■■■さんの隣に農地がありましたが、高齢により作付けはしておらず、年2回程度の草刈りをしていました。譲渡人と譲受人で話し合いの結果、譲受人の■■■■さんが柑橘栽培の規模を拡大するというので話がまとまり、今回の申請に至りました。未耕作地の減少につながることから地元委員としてはなんら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 特にご意見もないようですので、お諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び農地法第5条の規定による使用貸借権の設定並びに農地法第5条の規定による賃貸借権の設定につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 農地転用の許可申請の1番、金山町字西上野■■■■番、台帳畑、現況畑、面積224㎡、ほか計2筆、458㎡でございます。譲渡人は、金山町■■■■

■さん、金山町■■■さん。譲受人は、久生屋町■■■さん。転用の目的、施設の内容等ですが、住宅用地で住宅平屋建て、建築面積130.28㎡を1棟、新築するというごさいます。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、建物平面図、建築確約書、資金証明書、■■■さんほか2名の同意書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、飛鳥町大又字江竜■■■番、台帳田、現況休耕、面積780㎡でございす。譲渡人は、南牟婁郡紀宝町■■■さん。譲受人は、四日市市■■■さん。転用の目的、施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル5基、発電出力は49.5kw、設置面積592.18㎡、太陽光設備設置割合は75.92%、事業概要書は提出済みです。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、法人登記事項証明書、定款の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

次のページをお開きください。3番、飛鳥町小阪字浅見川■■■番、台帳田、現況休耕、面積1273㎡、ほか計4筆、1402.1㎡でございす。譲渡人は、飛鳥町小阪■■■さん。譲受人は、北牟婁郡紀北町■■■さん、使用貸借のみ飛鳥町小阪■■■さん。転用の目的、施設の内容等ですが、駐車場用地で普通自動車98台分ということございす。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、土地使用貸借契約書の写し、法人登記事項証明書、定款の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

次のページをお開きください。農地法第5条の規定による使用貸借権の設定についての1番、久生屋町字平見平■■■番、台帳畑、現況休耕、面積3,048㎡の内1,198㎡、ほか計2筆、1,796㎡でございす。貸渡人は、久生屋町■■■さん。借受人は、有馬町■■■さん。転用の目的、施設の内容等ですが、資材置場兼仮設事務用地の一時転用用地です。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、■■■さん、■■■さんの始末書、土地使用貸借契約書の写し、■■■さんの同意書、法人登記事項証明書、定款の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

次のページをお開きください。農地法第5条の規定による貸借権の設定

についての1番、久生屋町字奥地■■■■番■■■、台帳畑、現況畑、面積138㎡、ほか計5筆、1,161㎡でございます。賃貸人は、久生屋町■■■■さん。賃借人は、東京都品川区■■■■さん。転用の目的、施設の内容等ですが、店舗及び駐車場用地で店舗205㎡、駐車場及び外構956㎡ということでございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、建築確約書、資金証明書、土地賃貸借契約書に係る覚書、法人登記事項証明書、定款の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の所有権移転の1番、2番、3番、使用貸借権の設定の1番、賃貸借権の設定の1番については、申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番ついて、金山町担当お願いいたします。

6番（島田委員） 6番島田です。

第2号議案の所有権移転の1番について説明させていただきます。転用の目的は、さきほど事務局から説明のあったとおり住宅用地で、譲受人はサラリーマンの方で申請地を譲り受けて自宅を新築しようというものです。現地は、案内図にありますように、金山町西上野地内で、■■■■のところの■■■■を西に100mほど行き、さらに南に約200mのところですが、申請地の周囲は市街化が進んでおり、北側が住宅、東側が■■■■さんの農地、南側が■■■■さんの農地、西側が■■■■さんの農地と住宅になっています。周りの農地はいずれも現在は休耕となっています。隣接農地の方の同意書もあり、この案件については地元委員としてなんら問題はないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 次に、2番、3番について飛鳥町担当お願いいたします。

7番（栗原委員） 7番栗原です。

まず、第2号議案の所有権移転の2番について説明させていただきます。転用の目的は、さきほど事務局から説明があったとおりです。この農地を■■■■さんから譲り受け、■■■■さんが太陽光発電施設を設置するということです。現地は、大又の国道42号沿いで20年ほど前から耕作していないと



が進んでいます。高齢者の運転免許証の返上も増加していて、高齢者が買い物難民化していることから■■■■■ができればと喜んでいます。近くの方も日々買い物ができることを期待をしています。西側が賃貸人の■■■さん所有の農地で、北側は小さい小川を挟んで■■■■■、南側と東側がともに道路になっています。以上のことで、地元委員としてはなんら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番多川です。

第2号議案の農地法第5条の農地転用の所有権移転の1番、2番、3番及び使用貸借権、それから賃貸借権の設定につきましては、地元委員の言うとおりでなんら問題はないと思います。

議長 農地部会長さんからも特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び農地法第5条の規定による使用貸借権の設定並びに農地法第5条の規定による賃貸借権の設定につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し、知事に進達することといたします。

次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、井戸町字中井田■■■■番、台帳田、現況田、面積657㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、井戸町■■■■■さん。借受人は、有馬町■■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行井戸支店。期間は、公告の日から5年間で、新規ということでございます。

2番、井戸町字上平■■■■番■■■■、台帳田、現況田、面積427㎡、ほか計2筆、856㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、津市■■■■さん。借受人は、有馬町■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行井戸支店。期間は、公告の日から5年間で、再設定ということでございます。

次のページをお開きください。3番、有馬町字飛ノ木■■■■番■■■■、台帳田、現況畑、面積62㎡、ほか計4筆、1,093㎡でございます。利用目的といたしまして、柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、被相続人■■■■さん相続人愛知県名古屋市■■■■さん、有馬町■■■■さん。借受人は、有馬町■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行有馬支店。期間は、公告の日から5年間で、新規ということでございます。

4番、有馬町字上立■■■■番■■■■、台帳田、現況畑、面積1,326㎡でございます。利用目的といたしまして、柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、滋賀県東近江市■■■■さん。借受人は、有馬町■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行有馬支店。期間は、公告の日から5年間で、新規ということでございます。

次のページをお開きください。5番、久生屋町字松ノ平■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積431㎡でございます。利用目的といたしまして、野菜栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、愛知県岡崎市■■■■さん。借受人は、久生屋町■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行久生屋支店。期間は、公告の日から10年間で、再設定ということでございます。

6番、五郷町寺谷字森ノ本■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積56㎡、ほか計7筆、1,961㎡でございます。利用目的といたしまして、野菜・水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、埼玉県さいたま市■■■■さん。借受人は、五郷町寺谷■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行五郷支店。期間は、公告の日から5年間で、再設定ということでございます。

次のページをお開きください。7番、五郷町寺谷字中ヒソ平■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積165㎡でございます。利用目的といたしまして、野



ら耕作されていることから地元推進委員としてなんら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、4番ですが、貸渡人は■■■■さん、借受人は同じく■■■■さんです。この案件も地元推進委員としてなんら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、5番について久生屋町担当お願いいたします。

5番（松本委員） 5番松本です。

承認事項の1の5番について説明させていただきます。貸渡人は愛知県岡崎市の■■■■さんで、借受人は久生屋町■■■■さんです。利用の目的は、野菜栽培をするということです。貸渡人の意向で再設定するということです。10年という長い期間の設定をしていますが、遠方に住んでいることから適当ではないかと思えます。地元委員としては再設定でもあり、問題ないかと思えますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、6番、7番の五郷町の案件につきましては、地元推進委員の大橋推進委員に説明をお願いするところですが、本日は出席されていませんので、この案件につきましては、事務局に説明をいたさせます。事務局。

事務局（農政係長）

承認事項の1の6番、7番について説明させていただきます。借受人は6番、7番とも五郷町の■■■■さんで、貸渡人は埼玉県の■■■■さんと五郷町の■■■■さんです。内容は、借受人の■■■■さんが引き続き水稲と野菜栽培を行うため、継続して借り受けるための使用貸借による再設定でございます。場所は、両方とも五郷町寺谷の■■■■から南に200mほどのところ。大橋推進委員の意見として、再設定であり、なんら問題ないと聞いていますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、8番について紀和町担当お願いいたします。

檜平推進委員 推進委員の檜平です。

承認事項の1の8番について説明させていただきます。貸渡人は、■■■■さん。借受人は、■■■■さんです。貸渡人の■■■■さんもまだ一所懸命がんばっています。ここは広さが広いので、一部は■■■■■■■■■■さんが耕作してくれていますし、今回、■■■■■■■■■■さんが■■■■さんから借り受けるということで、こちらもがんばってくれると思います。地元推進委員として常に見ていますが、なんら問題はないと思いますのでご審議のほ



承認事項2の1番、2番、3番については、いずれも申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番、2番について、井戸町担当をお願いいたします。

3番（森岡委員） 3番森岡です。

まず、承認事項2の1番について説明させていただきます。現地は、■■■■の■■■■で、50年以上も前に建物を建てたということです。周囲は、住宅地と少しが山となっていますが、実質、■■■■の■■■■ということで特に問題はないと思います。公衆用道路もありますが、これも特に問題はないと思います。

次に、2番についてですが、場所が■■■■■■■■■■の裏手にあたります。周囲は、市街地が進んでいますし、現地を確認したところ、非農地であることは明らかなので特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、3番について神川町担当をお願いいたします。

9番（山口委員） 9番山口です。

承認事項2の1番について説明させていただきます。さきほど事務局から説明があったとおりで、現地は、県道七色峡線を下り、長原地内に入ると■■■■■■■■■■があるのですが、そこから約200mのところ県道と市道の三差路があります。ここは、左に行くと県道、直進すると神上中央線、上に行くと林道柳谷線で、■■■■■■■■■■を約200mいくと■■■■■■■■■■があり、その■■■■■■■■■■が今回の申請地です。周辺一帯はほとんどが空き家で、地元委員としてなんら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項2につきましては、地元委員さんからは承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ごきげいませぬか。特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番多川です。

非農地証明願いの1番、2番、3番につきましては、地元委員の言うとおりでなんら問題はないと思います。以上です。

議長 農地部会長さんからも特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。承認事項2非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。

これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は全て議了いたしました。

ほかに何かございませんか。

(なし)

議長 それでは、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局(農政係長) それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

本日、お手元に2021年版農業委員手帳を配布させていただきましたのでご活用ください。また、来年の総会等の予定表もお配りしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、11月6日から12月3日まで募集いたしました、令和3年4月からの新委員の募集結果をご報告させていただきます。農業委員には定数どおり14人の方が、推進委員にも定数どおり7人の方の推薦・応募がございました。なお、この結果につきましては、ホームページにて公表いたします。

次に、次回の農地法第3条・4条・5条関係等の申請受付の締切日は、12月15日、火曜日です。現地調査は、12月25日、金曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんには、よろしく願いいたします。

また、次回の第35回総会は、1月8日、金曜日、午前9時30分から、市役所2階の第1会議室での開会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 これをもちまして、第34回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時21分)

議事録署名委員

4 番 委 員

5 番 委 員

会 長